

兵庫県公報

平成31年3月22日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 同 上（同）	3
○ 家畜の予防注射の実施（同）	4

告 示

兵庫県告示第280号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成31年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満96箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書に該当する場合及び家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。
- 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 検査の方法
 - (1) エライザ法
 - (2) ウエスタンブロット法
 - (3) 疫学的検査
 - (4) 臨床検査

兵庫県告示第281号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成31年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 牛の結核病検査
 - (1) 実施の目的
牛の結核病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
 - ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

- エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア ツベルクリン検査
イ 疫学的検査
ウ 臨床検査
- 2 牛のブルセラ病検査
- (1) 実施の目的
牛のブルセラ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 急速凝集反応法
イ 酵素免疫測定法
ウ 疫学的検査
エ 臨床検査
オ 細菌検査
- 3 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛及び家畜防疫員が検査を必要と認めた牛については、県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの
イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの
- (4) 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 予備的抗体検出法
イ リアルタイムPCR法
ウ ヨーニン検査
エ 疫学的検査
オ 臨床検査
カ 細菌検査
- 4 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

5 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ 細菌検査

6 県外に移動する蜜蜂の腐蝕病検査

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県域を越えて移動する蜜蜂

(4) 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

イ 脱脂乳による検査

ウ 細菌検査



兵庫県告示第282号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成31年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査
 - (1) 実施の目的
 - 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
 - (2) 実施する区域
 - 県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
 - イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
 - (4) 実施の期日
 - 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア エライザ法
 - イ ウイルス分離検査
 - ウ 寒天ゲル内沈降反応検査
 - エ その他必要な検査
- 2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査
 - (1) 実施の目的
 - 次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため
 - ア アカバネ病
 - イ チュウザン病
 - ウ アイノウイルス感染症
 - エ イバラキ病
 - オ 牛流行熱
 - (2) 実施する区域
 - 県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛（おおむね60頭）
 - (4) 実施の期日
 - 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第283号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

平成31年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施の目的
 - 牛の炭疽の発生を予防するため
- 2 実施する区域
 - 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの
 - イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの
 - (2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛
- 4 実施の期日
 - 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 注射の方法

炭疽予防液の皮下注射